

観覧料等減額（免除）申請書 電子申請の入力について

1 「利用登録せずに申し込む方はこちら」をクリック

埼玉県 電子申請・届出サービス

操作時間 延長 文字サイズ 小 中 大

手続き申込 申込内容照会 職責署名検証 利用者登録 ログイン

申請団体選択へ 申請書ダウンロードへ ヘルプ

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	20171020_観覧料等減免申請書（さきたま史跡の博物館）
受付時期	2019年5月1日0時00分～

[利用登録せずに申し込む方はこちら](#) [利用登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者ID

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

ここをクリック

利用登録もできます！

既に利用者登録がお済みの場合はこちら！

2 〈利用規約〉を読み、「同意する」をクリック

<利用規約>

埼玉県電子自治体推進会議電子申請専門部会電子申請・届出サービス利用規約

1 目的

この規約は、埼玉州市町村電子申請共同システム（電子申請・届出サービス）（以下「本システム」といいます。）を利用して埼玉県及び埼玉県内の市町村（以下「構成団体」といいます。）に対し、インターネットを通じて申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

一覧へ戻る [同意する](#)

ここをクリック

3 「連絡先メールアドレス」「連絡先メールアドレス（確認用）」を入力し、「完了する」をクリック

20171020_観覧料等減免申請書（さきたま史跡の博物館）

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。
入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。
また、迷惑メール対策を行っている場合には、「pref-saitama@s-kantan.com」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

※印があるものは必須です。

メールアドレスを入力

連絡先メールアドレス※	<input type="text"/>
連絡先メールアドレス（確認用）※	<input type="text"/>

説明へ戻る **完了する** ここをクリック

4 メールアドレスに申込画面へのURLが送られてくるので、該当URLをクリック

件名:【電子申請サービス】連絡先アドレス確認メール 差出人: denshi-shinsei@s-kantan-mail.bizpl 日付: 2021年04月16日 11時59分14秒

埼玉県市町村電子申請・届出サービスをご利用いただきありがとうございます。

手続き名:
20171020_観覧料等減免申請書（さきたま史跡の博物館）

の申込画面へのURLをお届けします。

◆パソコン、スマートフォンはこちらから
https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/completeSendMail_gotoOffer.action?completeSendMailForm.templateSeq=10866&num=0&t=1618541954325&user=kurose.ryoji%40pref.saitama.lg.jp&id=a9d349c28fc8531bf71bc9ef9158b751 ここをクリック

上記のURLにアクセスして申込を行ってください。

